

令和 8 年 8 月 17 日
練馬区健康部保健予防課

令和 9 年度練馬区予防接種、各種医療費助成および自立支援医療費（精神通院）等 精神保健事務に係る電話・窓口受付等業務委託にかかるプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「令和 9 年度練馬区予防接種、各種医療費助成および自立支援医療費（精神通院）等精神保健事務に係る電話・窓口受付等業務委託」における最適な事業者の選定について、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名

令和 9 年度練馬区予防接種、各種医療費助成および自立支援医療費（精神通院）等精神保健事務に係る電話・窓口受付等業務委託

(2) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（※）

※ 前年度の履行状況が「優良」または「良好」である場合、最長 3 年間（更新 2 回）の随意契約を行うことがある。

(3) 履行場所

練馬区健康部（練馬区保健所）保健予防課（練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所東庁舎）
および区が指定する場所

(4) 業務内容

基本仕様書（別紙 1）による

(5) 想定業務量

想定業務量（別紙 2）のとおり

なお、別紙 2 は令和 7 年度の実績および令和 9 年度の想定を踏まえて作成したものである。
来庁者数や業務量については変動が予想されることから、仕様書に記載の繁忙期等を勘案し、提案書を作成すること。

(6) 概算経費

207,148,000 円（税込）

※ 概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

※ 予算編成前の公募のため、実際の経費は変更となる場合がある。

(7) システム標準化等に伴う業務変更への対応

システム標準化やデジタル化推進に伴い、保健情報システムの更新（令和 9 年 1 月予定）をはじめ、システム操作方法や業務手順等に変更が生じる可能性がある。受託者は、当該変更が生じた場合においても、区と協議の上、円滑に業務を継続できる体制を有すること。

3 準備委託について

本件プロポーザルによる事業者選定の結果、令和8年度現在の受託者とは別の事業者と契約する場合は、業務の履行に先立ちおよそ2か月間の準備委託期間を設け、それにかかる契約を別途締結することとする。

よって、新しく契約優先候補事業者（選定事業者）となった者は、上記準備委託契約に応じること。

- (1) 件名 令和9年度練馬区予防接種、各種医療費助成および自立支援医療費（精神通院）等精神保健事務に係る電話・窓口受付等業務準備委託
- (2) 履行期間 令和9年2月1日から同年3月31日まで
- (3) 履行場所 練馬区健康部（練馬区保健所）保健予防課（練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎）および区が指定する場所
- (4) 業務内容 準備委託仕様書（別紙3）による
- (5) 概算経費 20,715,000円（税込）

※ 概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

※ 予算編成前の公募のため、実際の経費は変更となる場合がある。

4 契約について

本プロポーザルは、令和9年度練馬区予防接種、各種医療費助成および自立支援医療（精神通院）等精神保健事務に係る電話・窓口受付等業務委託に関する提案書等の提出を求めて評価を行い、令和9年度の委託先候補を選定するものである。令和10年度以降については、委託業務の実施状況等を勘案して契約を行うものとする。

なお、区の財政状況およびその他の状況により、引き続きの契約を行わない場合や、業務内容の縮減および金額の低減をした契約を行う場合がある。

5 参加資格および欠格条項

5-1 参加資格

つぎの条件を全て満たすこと。

- (1) 官公庁において、過去5年（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）の間に保健・健康・福祉関連の電話受付業務、窓口受付業務または内部事務の受託実績があること。
- (2) 提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。
- (3) 個人情報および特定個人情報等についての十分な管理体制があり、情報漏えい等の事故発生時の対応および補償ができること。

5-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者
- (4) 法人事業税（地方法人特別税を含む。）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合を除く。）にある者

6 選定方法

6-1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和8年8月17日（月）
質問受付期間	令和8年8月17日（月）～令和8年8月28日（金）
質問回答日	令和8年9月11日（金）
参加表明書および法人の資格に関する書類の受付期間	令和8年8月17日（月）～令和8年9月11日（金）
事業提案に関する書類の受付期間	令和8年8月17日（月）～令和8年9月18日（金）
一次審査 結果通知	令和8年11月4日（水）
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和8年11月13日（金）
二次審査 結果通知	令和8年12月下旬

6-2 質問回答

募集に関する質問は質問票（別紙4）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- (1) 質問期間 令和8年8月17日（月）～令和8年8月28日（金）
※期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 質問方法 電子メールで送信すること。
- (3) 担当部署 練馬区健康部保健予防課管理係 担当：乾、大塚
E-mail：HOKENYOB0U01@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 回答方法 令和8年9月11日（金）から、ホームページにて公表する。

6-3 提案書等の提出

参加を希望する者は、提案書等の作成にあたり提出書類作成要領（別紙5）を参照の上、以下の内容で提出すること。

（1）受付期間

ア 参加表明書および法人の資格に関する書類

令和8年8月17日（月）～令和8年9月11日（金）の午前9時から午後5時まで
（土・日・祝日は除く。）

イ 事業提案に関する書類

令和8年8月17日（月）～令和8年9月18日（金）の午前9時から午後5時まで
（土・日・祝日は除く。）

（2）提出方法 担当部署へ事前連絡し、提出場所に持参すること（郵送は不可とする）

事前連絡先電話番号 03-5984-1017

（3）提出場所 練馬区役所東庁舎7階 練馬区健康部保健予防課管理係

（4）提出書類 つぎの書類を提出すること。

ア 参加表明書（様式1） 1部

イ 法人の資格に関する書類 正本1部および副本6部

提出書類	説明	様式
①法人の登記事項証明書	・ 提出日前3か月以内に発行されたもの ・ 正本1部は原本、副本6部は写し	
②法人の定款（写し）	最新のもの	
③法人の経歴書	・ 会社案内等で従業員数が記載されているもの。	
④従業員数		様式2
⑤直近3年度分（令和5～7年度分）の決算に係る財務諸表 ア 税務申告書類一式（販売費及び一般管理費明細および勘定科目内訳明細書を含む）またはそれに代わるもの イ 決算に係る営業報告書または事業概況書（税務署に提出したものの写し） ウ キャッシュフロー計算書	イ・ウは作成している場合のみ提出	
⑥東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し	裏面印鑑証明部分も含む	

ウ 事業提案に関する書類 正本1部および副本12部

提出書類	説明	様式
①提案書表紙		様式3
②会社概要	会社概要が記載されたパンフレット等(無い場合は任意の様式にまとめること。)	
③官公庁との契約実績(業務委託)	各様式に記載されている指示に従い、作成すること	様式4
④危機管理体制		様式5
⑤業務提案		様式6
⑥業務責任者の配置		様式7
⑦従事予定者数		様式8
⑧個人情報保護		様式9
⑨社会的貢献、障害者雇用等		様式10
⑩見積書	(ア) 予定価格(総額)、税抜価格、消費税相当額が分かるように記入すること。 (イ) 見積書作成例(別紙6)に基づき作成すること。	
⑪準備委託見積書		

(5) 企画提案書等の差し替えおよび再提出

受付期間後の企画提案書・参加表明書の差し替えおよび再提出は認めない。

6-4 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和8年11月4日(水)までに電子メールにより通知する。後日、書面により通知する。

6-5 二次審査

一次審査を通過した者について、令和8年11月13日(金)に、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

(1) 実施日時 令和8年11月13日(金)

※ 会場および集合時間等は、11月6日(金)までに電子メールにより通知する。

(2) 選考時間 1事業者あたり、30分(プレゼンテーション15分、ヒアリング15分)とする。

(3) 参加人数 1事業者あたり3名以内とする。また、説明者は、本業務を受託したときに

主な担当となる者とする。

(4) 留意事項 資料の追加は認めない。

(5) 審査結果 令和8年12月下旬に書面により通知する。

6-6 評価項目

評価項目については下表のとおり。

評価項目	評価基準	一次 審査	二次 審査
事業者の安定性・ 継続性	・ 利益を上げる力の有無 ・ 事業効率の状況 ・ 資金力の有無 ・ 借入金の返済能力の有無 ・ 経営の安全性 ・ プライバシーマークまたはISO/IEC27001の付与認定	○	
業務実績	・ 官公庁との契約実績 ・ 官公庁との類似業務の契約実績	○	
実施体制	・ 業務執行体制、要員配置の妥当性 ・ 要員の研修体制 ・ 危機管理体制（緊急時対応、連絡体制）	○	○
受託への意欲・熱意	・ 本業務に対する独創的な提案、熱意		○
提案内容①	・ 委託業務との整合性、業務内容の理解度 ・ 具体的かつ実現性の高い提案	○	○
提案内容②	・ 人材確保（雇用・採用方針や従事者の質の確保） ・ 事務の効率化、デジタル化推進 ・ 新規事業等への対応 ・ 個人情報保護の取組、管理体制（業務内容の的確性）		○
担当者評価	・ 本件を主に担当する者の知識、経験、実績		○
プレゼンテーション・ ヒアリング	・ 説明、受け答えの的確性、説得力		○
見積価格	・ 見積価格の妥当性		○
区民雇用の促進・ 区内事業者の活用	・ 区民雇用の促進、区内事業者の活用 ・ 区内に本店を有する	○	
その他	・ 社会貢献、環境配慮、障害者雇用の促進、就労環境整備	○	

7 辞退

参加表明書を提出した場合であっても、法人の資格に関する書類および事業提案に関する書類が提出されない場合は、辞退したものとする。

提案書等の提出後に辞退をする場合は、辞退を決定した時点で速やかに区担当へ電話連絡し、令和8年9月30日（水）までに辞退届（様式11）を保健予防課管理係へ持参すること。

8 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の者を新たに受託候補者として選定することができる。

9 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙7）に基づき取扱うものとする。

10 その他事項

- （1） 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- （2） 提出された書類は返却しない。区の文書保存規定に基づきに廃棄する。
- （3） 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- （4） 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- （5） 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- （6） 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- （7） 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- （8） 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- （9） 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

11 問合せ先・担当

練馬区健康部保健予防課管理係 乾・大塚
練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎 7 階
電話 03-5984-1017